

# 健康里から づくりの

## 要介護認定を受けて いる方の税金の控除

### 要介護認定者の障害者控除

障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上の要介護認定者で一定の基準に該当する方には、障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書を税の申告時に添付した年に限り、本人または扶養者が所得税や住民税の障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

### 該当になる方

要介護1から要介護5の認定を受けている65歳以上の方で、要介護認定の判定資料として用いられる主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上または「障害高齢者の寝たきり度」がA1以上であること。（基準日は12月31日または死亡日）

### 申請が必要

障害者控除対象者認定書の交付を受けるためには申請が必要です。印鑑をお持ちの上、保健福祉総合センターで申請してください。また、申請は平成30年1月4日以降にお越しください。

※過去に認定書の交付を受けている方でも、引き続き控除を受ける場合は、申請が必要です

### 問い合わせ・申し込み

保健福祉総合センター内  
健康福祉課 介護保険係  
☎79-0912

インフルエンザはA型・B型・C型のインフルエンザウイルスが呼吸器に感染することによって起こる病気です。一般的に感染後1～2日の潜伏期の後に38℃以上の発熱で発症し、初期には頭痛、全身倦怠感、関節痛などの全身症状を示しますが、通常は無治療でも1週間以内に回復します。しかし、65歳以上の高齢者、乳幼児



国保東庄病院  
こまとうせいいち  
小又 誠一 副院長

## インフルエンザ

妊娠、呼吸器系や循環器系に慢性疾患を持つ患者、糖尿病、慢性腎不全の患者、免疫低下状態の患者さんなどでは、インフルエンザに罹患すると入院を必要とする肺炎・気管支炎などを発症し、最悪の場合死に至ることもあります。インフルエンザ感染そのものを完全に防ぐことができないのですが、現在のところ残念ながらそのような方法は存在しません。もちろん、患者との接触を絶つて感染

現在、インフルエンザワクチンの副作用も問題となることがあります。現在、インフルエンザワクチン防対策の中心は予防接種です。あるということが世界的に広く受け入れられています。インフルエンザワクチンは長年の研究で改良が加えられ、現在では局所反応や発熱、ショック、神経系の後遺症等の重篤な副反応・副作用の出現は減少しています。インフルエンザワクチン接種がまだの方は12月まで決して遅くはありませんので、お近くの医療機関でぜひご相談下さい。

ワクチン接種によって、65歳未満の健常者については、いや手洗いなど一般的な予防方法でも効果はあります。抗インフルエンザ薬の内服、吸入に関しても発熱期間を平均で1日減少させることができます。しかし、発症そのものを完全に押さえ込むことはできませんし、小児ではその副作用も問題となることがあります。

インフルエンザワクチンによる有効な免疫持続期間は3カ月程度と短いので、

毎年シーズン前に接種を繰り返す必要があります。日本ではインフルエンザワクチンの1カ月前くらいである11月ころを中心接種することが薦められています。インフルエンザワクチン接種がまだの方は12月まで決して遅くはありませんので、お近くの医療機関でぜひご相談下さい。



東庄病院の診療日  
年末年始は12月29日金から  
1月3日水まで休診となります

内科	月～金曜日の午前および 第1・第3土曜日の午前
整形外科	毎週火曜日の午前（予約制）

(受付時間は午前11時まで)

※救急患者については、休診日および時間外でも24時間体制で診療しますので、電話連絡のうえ来院してください ☎86-1177